

匝瑳市条例第12号

匝瑳市がん対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因であり、市民の生命と健康にとって重大な問題となっている現状から、がん撲滅に向け、がんの予防及び検診による早期発見の推進を図るため、がん対策基本法（平成18年法律第98号）に基づき、本市のがん対策を総合的かつ計画的に実施していくことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、国、県、市民、医療機関、がん患者及びその家族などと連携し、がん対策に必要な施策を計画的に実施するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、がんに対する正しい知識を持ち、市が行う施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(保険医療関係者の責務)

第4条 保険医療関係者は、がんの予防及び早期発見の推進など、市のがん対策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第5条 市は、がんの予防及び早期発見を推進するため、がん検診受診率の向上、予防ワクチン接種への支援、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響など、がんに関する知識の普及及び啓発などを推進するため「匝瑳市がん対策推進計画」を策定するものとする。

(がん対策に関する広報等)

第6条 市は、市民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、がん医療に関する情報の収集及び市民への提供のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者などへの支援)

第7条 市は、肉体的な痛みと精神的な不安、悩みに直面するがん患者とその家族をサポートするため必要な支援をするよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。